

## 《 災害時協力井戸 よくある質問集 》

令和 4年 4月15日  
周防大島町 総務課

### 主旨・登録等について

- Q 1) 災害時協力井戸とはどのようなものですか？
- Q 2) 誰でも登録できますか？
- Q 3) どんな井戸でも登録できますか？
- Q 4) 畑の真ん中等、屋外に井戸があるのですが、登録できますか？
- Q 5) 電動ポンプ等の設備は無く、手動ポンプですが、登録できますか？
- Q 6) 井戸があれば全て登録しなければならないのですか？
- Q 7) 登録するには最初に何をすればよいのですか？
- Q 8) 申出から運用（登録）開始までの手順はどうなっていますか？
- Q 9) 登録に際して、どのような現地調査を行うのですか？
- Q 10) 登録したら何かメリットはありますか？
- Q 11) 電動ポンプ汲み上げなので、停電時は使用できません。登録できますか？
- Q 12) 登録後、井戸水が出なくなった場合にはどうすればいいですか？

### 水質や検査等について

- Q 13) 水質検査をしていないので、水質が心配です。登録できますか？
- Q 14) 普段は飲用していないのですが、登録できますか？
- Q 15) 町で水質検査してもらえるのですか？
- Q 16) 町の水質検査結果によっては、飲用してもよいのですか？
- Q 17) 水質検査は毎年実施してもらえるのですか？
- Q 18) 町で水質検査してもらう場合に費用はかかりますか？
- Q 19) 別に詳しい水質検査を依頼したい場合はどうすればよいのですか？

## 修理等について

- Q 2 0) 井戸（設備等）が壊れています。登録に際して町で修理をしてもらえますか？
- Q 2 1) 登録後に井戸（設備等）が壊れました。町で修理をしてもらえますか？
- Q 2 2) 配水中に井戸（設備等）が壊れました。町で修理をしてもらえますか？

## 公表等について

- Q 2 3) 登録すると公表されるのですか？
- Q 2 4) 何が公表されるのですか？
- Q 2 5) 氏名を公表されるのは、困るのですが
- Q 2 6) いつ、どのように公表するのですか？
- Q 2 7) 登録されると井戸に看板等を貼るのですか？
- Q 2 8) 看板等を貼るのは困るのですが

## 井戸水の提供・使用について

- Q 2 9) 登録された井戸は誰でも使えるのですか？
- Q 3 0) どんな時に登録された井戸を使うことができるのですか？
- Q 3 1) 井戸水の提供する時の費用負担はどうなりますか？
- Q 3 2) 実際に井戸水を提供する時は、どうするのですか？  
誰が提供しますか？
- Q 3 3) 配水にかかる容器（給水袋、バケツ等）は誰が準備するのですか？

## 登録後の管理等について

- Q 3 4) 登録された後は何かしなければなりませんか？
- Q 3 5) ポンプの点検費用や電気代等は町で負担してもらえますか？

## 責任・保証等について

- Q 3 6) 災害時に必ず使えるという保証がありませんが、登録できますか？
- Q 3 7) 飲用し、健康被害等が発生した場合、誰が責任を取るのですか？

## 主旨・登録等について

### Q 1) 災害時協力井戸とはどのようなものですか？

---

→大島大橋への貨物船衝突事故において、水道の断水等が発生し、長時間にわたって水の確保が困難になるなど不便な生活が続いている状況のなかで、善意で地域の住民に自らが所有する井戸の水を提供している方々が多く見られました。

そのような背景をふまえ、本町においても、懸念されている南海トラフ巨大地震などの大災害において、水の確保が困難になる可能性も考えられるために、善意で井戸水を提供していただける方に井戸を事前にご登録いただき、その場所等を町において広く周知し、復旧するまでの間に付近住民等が、生活に必要な水を確保することを目的としています。

### Q 2) 誰でも登録できますか？

---

→井戸の「所有者」又は「管理者」に申出いただくこととしています。

なお、申出いただく方については、個人のほか、自治会等の団体や事業者等の法人等、形態を問わず可能としています。

### Q 3) どんな井戸でも登録できますか？

---

→要件があります。

『周防大島町災害時協力井戸に関する要綱』の第4条に定める下記の6つの要件を全て満たしている井戸であれば登録が可能です。

なお、登録に際しては、申出者の立会いのもと、事前に町職員が現場にて調査等を行い、要件等を確認させていただきます。

#### 《登録の要件》

- (1) 町内に所在するものであること。
- (2) 現在、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること。
- (3) 災害時に無償で井戸の使用及び井戸水の提供ができること。
- (4) 井戸水をくみ上げるためのポンプ等必要な設備が設置されていること。
- (5) 井戸枠などがあり、安全に使用できること。
- (6) 井戸の所在地等必要事項を公表できるものであること。

**Q 4) 畑の真ん中等、屋外に井戸があるのですが、登録できますか？**

---

→登録できます。

井戸の位置は、屋内でも屋外でも可能です。

**Q 5) 電動ポンプ等の設備は無く、手動ポンプですが、登録できますか？**

---

→登録できます。

手動（手押し）式はもちろん、安全に取水できるものであれば可能です。

**Q 6) 井戸があれば全て登録しなければならないのですか？**

---

→必ずしもその必要はありません。

所有者又は、管理者の善意により「災害時に第三者へ井戸水を提供いただくこと」や「井戸の所在地等を公表すること」等に同意いただいたものについて登録をお願いしています。

**Q 7) 登録するには最初に何をすればよいのですか？**

---

→町へ申出をいただきます。

登録に際しては、「災害時協力井戸登録申出書」へ必要事項をご記入いただき、役場総務課または各総合支所・出張所までご提出ください。

**Q 8) 申出から運用（登録）開始までの手順はどうなっていますか？**

---

→運用開始までの概要は、下記のとおりとなります。

「登録申出書」の提出（申出者から町へ提出いただきます。）

↓

「現地調査」の実施（町にて、現地調査を実施します。）

↓

「登録決定通知書」の発送（町から申出者に、登録決定通知書を送付します。）

↓

「標章貼付」及び「公表」（井戸付近に標章の貼付とホームページ等に公表します。）

↓

災害時協力井戸として登録・運用の開始

### Q 9) 登録に際して、どのような現地調査を行うのですか？

→「取水の状況」等を確認・調査させていただきます。

申出者のご都合のよい日時を選定し、町職員（2名以上）が、申出いただいた井戸までお伺いします（その際には、立会いをお願いします）。

現地にて、「取水の状況」、「水質の状況」、「汲み上げ方式」、「安全の状況」、その他必要に応じた事項を確認・調査させていただきます。

また、登録後は台帳整備を行いますので、井戸及び周辺の写真を撮らせていただきます。

### Q 10) 登録したら何かメリットはありますか？

→とくにメリット等はないと考えます。

特筆して登録者については、個人的なメリット等は、何もないかもしれません。しかし、善意により井戸を登録いただくことで、災害時の「助け合いの精神」がより促進され、また、地域における「防災力の向上」が期待できるものと考えます。

### Q 11) 電動ポンプ汲み上げなので、停電時は使用できません。登録できますか？

→登録できます。

電力が復旧し、井戸設備等が安全に使用できる場合にご協力いただきたいと思います。

### Q 12) 登録後、井戸水が出なくなった場合にはどうすればいいですか？

→町へ申出をいただき、登録の解除をさせていただきます。

登録解除に際しては、「災害時協力井戸登録解除申出書」を役場総務課または各総合支所・出張所までご提出ください。ご提出いただき次第、町にて登録解除を行います。

## 水質や検査等について

### Q 13) 水質検査をしていないので、水質が心配です。登録できますか？

→登録できます。

現在の使用状況等を申出時及び調査時に確認させていただきます。

水質等を理由に普段から飲用していない場合でも、飲用以外（トイレや清掃等）に使用することはできますので、登録は可能です。

また、登録後の公表については、「使用状況（飲用していない等）」も併せて公表します。

#### **Q 1 4) 普段は飲用していないのですが、登録できますか？**

---

→登録できます。

Q 1 3 のとおりです。

#### **Q 1 5) 町で水質検査してもらえるのですか？**

---

→災害発生後の使用前に簡易検査を行います。

検査結果については、計量証明書の発行までは行いませんが、この簡易検査の結果については、ご希望があれば調査表の写しを申出者にお渡しします。

簡易検査の内容としては、「一般細菌」や「大腸菌」のほか、「硝酸態窒素」、「亜硝酸態窒素」「PH値」「色」「臭気」「濁度」等の11項目を検査します。

なお、簡易検査において、異常な結果が確認できた場合には飲用等を控えていただくことをお勧めする場合があります。

#### **Q 1 6) 町の水質検査結果によっては、飲用してもよいのですか？**

---

→今回、実施する簡易検査は飲用水の基準を判定するものではありません。

飲用については、厚生労働省「飲用井戸等衛生対策要領」によると、井戸水の飲用としての給水開始前には、水道法の「水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）」で定める全項目の水質検査を実施し、全て基準に適合していることを条件に飲用水とできることが規定されているところです。

したがって、使用者の責任において飲用することを禁止まではしませんが、飲用の基準となる水質検査等を経っていないため、町としては、飲用については、その責を一切負わないものとします。

#### **Q 1 7) 水質検査は毎年実施してもらえるのですか？**

---

→原則として、災害発生後使用前の1回のみとなります。

水質については、登録時に簡易検査を行うものの、その後は原則として検査は実施しません。ただし、pH値が極端な酸性もしくはアルカリ性へ変化する等、使用に適さない場合となることも考えられるため、所有者又は管理者の申出により、必要と認められる場合には、再検査を行うこともあります。

Q 1 8) 町で水質検査してもらう場合に費用はかかりますか？

→費用はかかりません。

本制度への登録に際しての水質検査費用については、町にて負担しますので、所有者又は管理者に検査費用をご負担いただくことはありません。なお、再検査の場合も同様となります。

Q 1 9) 別に詳しい水質検査を依頼したい場合はどうすればよいのですか？

→民間の計量証明登録事業者等に依頼してください。

なお、町にて検査機関等の斡旋はできませんので、予めご了解ください。

**修理等について**

Q 2 0) 井戸（設備等）が壊れています。登録に際して町で修理をしてもらえますか？

→町で修理はしません。

本制度は、既設でそのままの状態で使用できる井戸を登録してもらうものです。

修理については、登録前も登録後についても、井戸の所有者又は管理者においてお願いします。

Q 2 1) 登録後に井戸（設備等）が壊れました。町で修理をしてもらえますか？

→町で修理はしません。

Q 2 0のとおりです。

Q 2 2) 配水中に井戸（設備等）が壊れました。町で修理をしてもらえますか？

→町で修理はしません。

基本的にQ 2 0のとおりと考えますが、使用者（原因者）の責によることが明らかな場合であれば、使用者（原因者）にて修理等をいただくことが望ましいと考えます。

所有者又は管理者と使用者（原因者）にて協議等いただき、対応してください。



## 公表等について

### Q 2 3) 登録すると公表されるのですか？

---

→災害時等に井戸を使用できるように公表します。

### Q 2 4) 何が公表されるのですか？

---

→「所在地」、「汲み上げ方式」、「使用状況」の3点を公表します。登録時に「災害時協力井戸登録申出書」にて申出いただいた「井戸の所在地」、「汲み上げ方式（動力式・手動式・その他）」、「使用状況」の3点を公表します。

### Q 2 5) 氏名を公表されるのは、困るのですが

---

→Q 2 4 のとおりです。「所有者等の氏名」は公表しません。

なお、本制度の趣旨から、「災害時に広く町民等が使用できるように井戸の所在地等を公表することに同意いただいた方」のみの登録とさせていただいていますので、「所在地」等は公表します。

### Q 2 6) いつ、どのように公表するのですか？

---

→随時、町ホームページ等にて公表します。

### Q 2 7) 登録されると井戸に看板等を貼るのですか？

---

→「標章」を掲げていただきます。

シールタイプの「標章」を井戸又は、周辺からよく見える場所へ掲示させていただき、災害時協力井戸であることを明示いただきます。

### Q 2 8) 看板等を貼るのは困るのですが

---

→制度の趣旨からのご理解・ご協力をお願いします。

本制度は登録者の善意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、対象となる「井戸の明示」という観点からのご協力をお願いします。

## 井戸水の提供・使用について

### Q 29) 登録された井戸は誰でも使えるのですか？

---

→基本的に誰でも使用できます。

本制度は登録者の善意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、被災し、町民であること等は問わず、生活水に困っている方であれば、どなたでも使うことができます。

ただし、事業用等、営利目的での使用は控えてください。

### Q 30) どんな時に登録された井戸を使うことができるのですか？

---

→災害の種類は問わず、「断水が生じた場合」で「所有者等の判断によるもの」としています。

地震や風水害をはじめとする災害等に際して、個々の災害時協力井戸の所有者又は、管理者の判断により使用時期を決定していただき、使用していただくこととなります。

なお、使用開始の際等の町への連絡は不要です。

### Q 31) 井戸水の提供する時の費用負担はどうなりますか？

---

→所有者又は管理者にて負担いただきます。

本制度は、登録者の善意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、井戸水の費用と（井戸水の）提供にかかる費用（電動ポンプの電気代等）については、所有者又は管理者にご負担いただくこととなります。

同様に使用者から料金を徴収することは想定していません。

### Q 32) 実際に井戸水を提供する時は、どうするのですか？誰が提供しますか？

---

→所有者又は管理者の方で判断・指定した方法で実施してください。

配水に際しては、できる限り公正・公平性に準拠するようご配慮等いただき、配水の時間、立会の有無、配水量のルール等については、所有者又は管理者の判断をもって実施してください。

なお、配水に際して、町職員等が立会い等することはありません。

**Q 3 3) 配水にかかる容器（給水袋、バケツ等）は誰が準備するのですか？**

→配水を受ける方（使用者）でご準備ください。

配水に必要な器具や容器（バケツ、ポリ容器、袋等）については、井戸から配水を受ける方にて準備等いただき、配水を受けてください。

予め所有者又は管理者及び市等で配水用の器具や容器を備えるものではありません。

**登録後の管理等について**

**Q 3 4) 登録された後は何かしなければなりませんか？**

→特に何もありません。

これまで同様に普段から井戸を使用等いただき、適正に維持管理に努めていただくようお願いいたします。

**Q 3 5) ポンプの点検費用や電気代等は町で負担してもらえますか？**

→町では負担しません。

Q 3 1と同様に、制度の趣旨からも、修理を含め、ポンプ等の点検費用や電気代については、これまでと同様に所有者又は管理者にてご負担ください。

**責任・保証等について**

**Q 3 6) 災害時に必ず使えるという保証がありませんが、登録できますか？**

→登録できます。

とくに地震等の発生後は、地震動による井戸枠の破損や地殻変動にともなう水脈の変化等が発生し、例えば、これまで澄んでいた水が濁ってしまったり、水が枯れてしまったりすることも考えられます。

本制度の趣旨は、登録いただいた井戸が「災害発生時に使用できる状況であれば、使用させていただく」というスタンスですので、登録に際して、予め井戸を補強する工事を実施することや予備のポンプを導入いただく等の災害対応等の準備等をしていただく必要はありません。現在、取水できれば、そのままの状態です。

同時に登録にともなう災害時における取水を所有者又は、管理者に保障いただくものではありません。

Q 3 7) 飲用し、健康被害等が発生した場合、誰が責任を取るのですか？

→飲用された方、個人の責任となります。

本制度の趣旨として、基本的に井戸水を飲用以外の生活用水（顔・手洗い、洗濯、トイレ等）に使用することを想定しています。

町では、飲用水については、市販のペットボトル等での各家庭内での備蓄をいただくように啓発しています。

しかしながら、災害発生状況等にもよりますので、飲用することを、必ずしも禁止できるものではありませんが、飲用を想定した水質検査をしていないことや、現在、飲用として使用している井戸であっても、災害時には水脈等の変化により飲用ができなくなることも想定されますので、飲用については、使用される方の責任において飲用いただくこととなります。